

南極地域観測統合推進本部運営規則

平成 25 年 4 月 5 日本部決定

令和 2 年 5 月 29 日一部改正

令和 8 年 6 月 30 日一部改正

(趣旨)

1. 南極地域観測統合推進本部（以下「本部」という。）の議事の手続き、その他本部の運営に関して必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(総会)

2. 本部総会は、本部長が招集する。
本部事務局は、本部総会の議長となり、議事を整理する。
やむを得ない理由により本部総会を開催できない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって本部総会の議決とすることができる。

(連絡会)

3. 本部総会に代わるものとして、本部連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。
連絡会は、すでに本部総会において了承を得た事項の決定、緊急を要する事項の決定を行う。
連絡会に属すべき委員は、原則として、文部科学事務次官、防衛事務次官、観測・設営計画委員会及び輸送計画委員会主査とし、その他事案に応じて本部長が選任する者を加えることができる。

(学識経験を有する委員の任期等)

4. 学識経験を有する委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
学識経験を有する委員は、再任されることができる。
学識経験を有する委員は、非常勤とする。

(委員会)

- 5-1. 本部に常置する委員会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 観測・設営計画委員会
南極地域観測事業に関する中長期計画、並びに南極地域観測隊の観測・設営に関する隊次計画に係る事項。
 - (2) 輸送計画委員会
南極地域観測事業に関する輸送体制に係る事項。
 - (3) 外部評価委員会
南極地域観測事業の実施状況等の評価に係る事項。
- 5-2. 南極地域観測事業における重要な案件を集中的に審議するために、本部の下に特別な委員会を置くことができる。
- 5-3. 上記の各委員会に主査を置き、当該委員会の所掌事務に関して学識経験を有する

者のうちから、本部総会または連絡会の議を経てこれを選任する。

委員会に属すべき委員は、当該委員会の所掌事務に関して学識経験を有する者のうちから、主査が選任する。

主査は、当該委員会の事務を掌理する。

委員会の会議は、主査が招集する。

主査は、委員会の会議の議長となり、事務を整理する。

主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

6. 本部総会、委員会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

（1）主査の選任及び主査の職務を代理する者の指名、その他人事に係わる案件

（2）行政処分に係る案件

（3）前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、本部総会、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

（議事録の公表）

7. 本部総会、委員会は、会議の議事概要を作成し、委員の了承を得て、これを公表するものとする。

本部総会、委員会が、6. の各号に掲げる事項について審議を行った場合は、本部総会の議長、委員会の主査が、本部総会、委員会の決定を経て当該部分の議事概要を非公表とすることができる。

（雑則）

8. 本部総会、委員会は、必要がある時は、専門的事項等について他の学識経験を有する者の協力を得ること及び参考人の意見を聴取することができる。

この規則に定めるもののほか、本部総会、委員会の議事の手続き、その他本部総会、委員会の運営に関して必要な事項は、議長、主査が本部総会、委員会に諮って定める。

南極地域観測統合推進本部委員会運営規則

平成 25 年 4 月 5 日本部決定
令和 2 年 5 月 29 日一部改正

（趣旨）

1. 南極地域観測統合推進本部に置かれる委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続き、その他委員会の運営に関して必要な事項は、南極地域観測統合推進本部運営規則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（委員会の委員の任期等）

2. 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

委員会の委員は、再任されることができる。

委員会の委員は、非常勤とする。

（小委員会）

3. 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査審議するため、小委員会を置くことができる。

小委員会に主査を置き、当該特別の事項に関して学識経験を有する者のうちから、委員会の主査が、これを選任する。

小委員会に属すべき委員は、当該特別の事項に関して学識経験を有する者のうちから、小委員会の主査が選任する。

小委員会の主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

小委員会の会議は、小委員会の主査が招集する。

小委員会の主査は、小委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

小委員会の主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから小委員会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

小委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

小委員会の委員は、再任されることができる。

小委員会の委員は、非常勤とする。

小委員会の会議の公開、議事録の公表、その他雑則は、南極地域観測統合推進本部運営規則を準用する。

（議事）

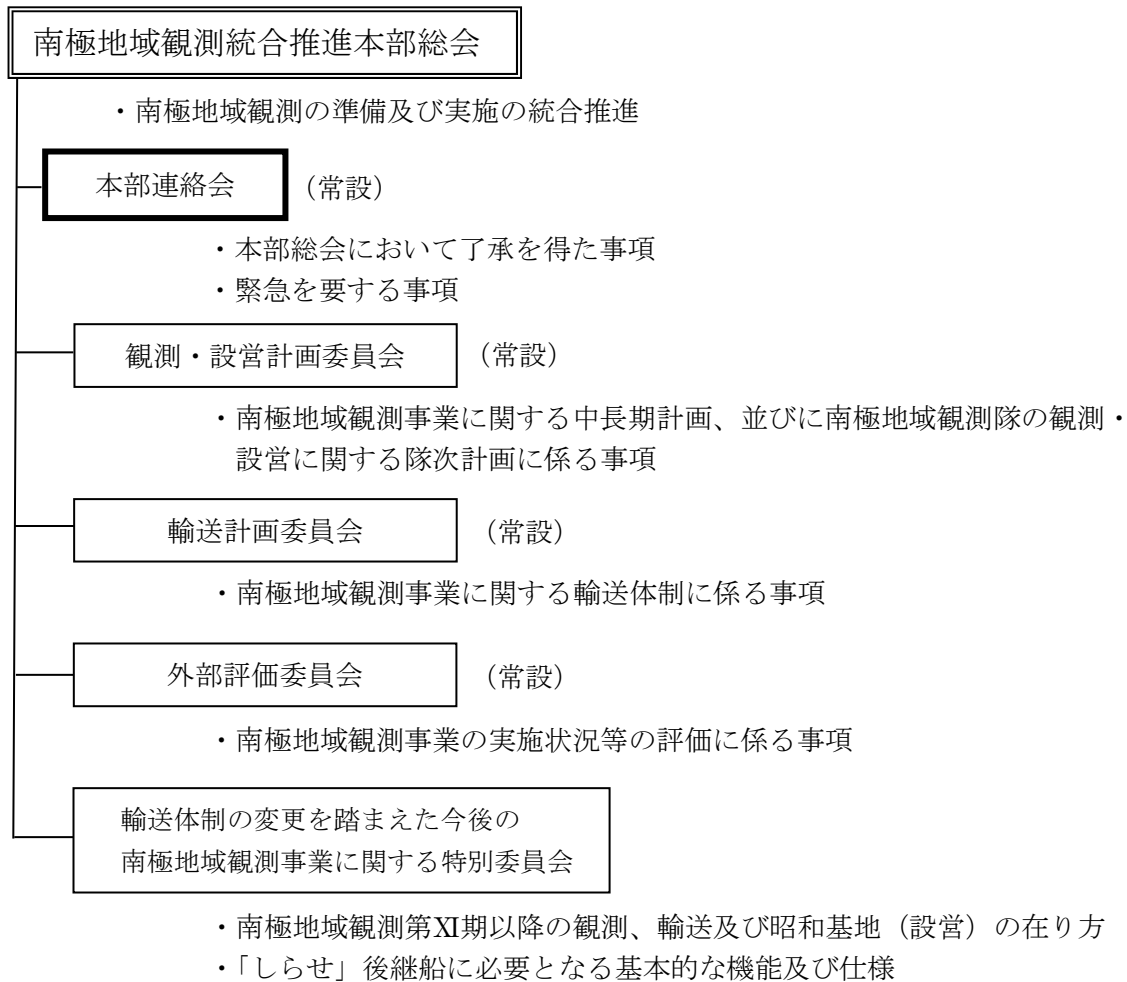
4. 委員会、小委員会は、委員会、小委員会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

委員会、小委員会の議事は、委員会、小委員会の委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員会、小委員会の主査の決するところによる。

やむを得ない理由により会議を開催できない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会、小委員会の議決とすることができる。

令和8年6月30日現在

南極地域観測統合推進本部関係会議一覧



南極地域観測統合推進本部の設置について（抄）

昭和 30 年 11 月 4 日閣議決定

平成 22 年 11 月 2 日一部改正

1. 南極地域観測の準備及び実施を統合推進するため、南極地域観測統合推進本部（以下「本部」という。）を文部科学省に置く。

本部の任務及び組織は次のとおりとする。

（１）任 務

本部は、南極地域観測の準備及び実施について、関係各行政機関との連絡協議及び南極地域観測の計画策定等その統合推進に関する事務を行うものとする。

（２）組 織

本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

本部長は、文部科学大臣をもって充てる。

副本部長は、次に掲げるものをもって充てる。

1 文部科学事務次官

2 本部長が特に指定する関係省庁の事務次官

委員は、次に掲げるものをもって充てる。

1 日本学術会議事務局長

2 総務省情報通信政策局長

3 外務省大臣官房地球規模課題審議官兼国際協力局大使

4 財務省主計局長

5 文部科学省研究開発局長

6 厚生労働省健康局長

7 農林水産省総合食料局長

8 水産庁長官

9 経済産業省産業技術環境局長

10 国土交通省海事局長

11 国土交通省航空局長

12 国土交通省国土地理院長

13 気象庁長官

14 海上保安庁長官

15 環境省自然環境局長

16 防衛省人事教育局長

17 学識経験者のうち文部科学大臣が委嘱するもの若干名

幹事は、関係各行政機関の職員のうちから文部科学大臣が委嘱する。

2. 本部の庶務及び観測隊の用務の遂行に伴う事務は、文部科学省研究開発局において処理する。

「南極地域観測事業に関する今後の輸送体制（案）」についての意見のまとめ

令和 8 年 6 月
輸送計画委員会

南極地域観測統合推進本部は、昨年 6 月に、「しらせ」が建造から 16 年を経過しており、先代「しらせ」が船齢 25 年で退役していることを踏まえ、今後の輸送の在り方を検討する必要がある」旨の提案を踏まえ、輸送計画委員会の下に次期輸送体制検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、具体的に審議することとした。

小委員会は、第 1 回に文部科学省及び防衛省から提出された「南極地域観測事業に関する今後の輸送体制について（案）」（以下「文科・防衛提案」という。（別添））について 4 回にわたり審議を行い、提出された方向で進めるにあたっての要点や、更なる検討が必要と考えられる点等に関する意見を次のようにまとめ、輸送計画委員会においてもこれらを確認した。

文科・防衛提案は 60 年続いた輸送体制を大きく変更するものであるため、変更の必要性や変更による影響等について説明していくとともに、今後も安全第一で着実に継続し、観測や調査による成果を生み出し続けていくために、これらの意見を踏まえて、より一層、詳細に検討を進めていく必要がある。

【新たな輸送体制（総論）】

- 現行のアクティビティを低下させない輸送体制にすることが必要。昭和基地の維持のための輸送をすること、及び毎年切れ目なく昭和基地に補給をすることが至上命題。
- このため後継船に必要な乗員数、ヘリコプターの機種・機数、物資輸送量を成立させることが大前提。その上で、どのような観測機能を持たせるかは今後検討。
- 後継船の在り方は、輸送の観点のみでなく、後継船期における観測や基地運営の在り方と一体的に検討を進めていくことが必要。
- 南極地域の気候や海水状況の変化に応じて、輸送及び観測時期そのものを見直したり、データとネットワーク中心の時代になっていることを踏まえ、南極観測のやり方を見直すことも必要。
- 業務分担は、現行をベースにするだけでなく、輸送体制の変更に伴い、例えば、航路や寄港地等の行動計画が大幅な変更になる可能性も見据えて検討していくことが必要。
- 南極観測では毎年おおむね 1,000 トン前後を輸送しており、そのうち約 3 割をヘリ

コプターが担ってきた。ヘリコプターが変われば、輸送のみならず観測計画全体にも影響が生じ得る。船舶とヘリコプターは一体的な検討が必要。

○どれぐらいの物資を氷上輸送に振り替えるかによって、ヘリコプターによる輸送便数や輸送期間、越冬隊の引き継ぎ業務への影響が出てくるため、全体を考える必要。

○観測隊における輸送部門の強化は必須。輸送の専門人材の質の向上、育成も必要。観測系との人数バランスについては今後の検討課題。

○観測隊の輸送部門強化のみならず、実施中核機関である極地研（南極観測センター）の体制強化も必須。

○空輸だけに物資輸送を頼っていくのは不安であるため、基地の備蓄体制の強化や燃料タンクの増加など、先を見越した検討が必要。

○近年の気象や海水状況等を踏まえると、これまでワーストケースとして考えられていたことが当たり前になっていくことも想定して、輸送体制を検討することが必要。

○しらせ退役までの時間が限られていることから、できるだけ速やかに審議決定すべき事項の順番を整理し、具体的な検討を行うことが必要。

○後継船の建造に伴い、砕氷船の設計・建造に不可欠な氷海水槽の充実・老朽化対策も必要。

【新たな輸送体制（後継船）】

○後継船では、今後導入予定のヘリコプターにあわせた格納庫、スリングで吊るとなればそれを想定したデッキや物資倉庫の配置などを考慮した設計が必要。

○どのようなヘリコプターを積むのか、荷物の運び方をどうするのかを踏まえて、船の高さや甲板の作り付けを設計しなければならない。設計期間は限られており、機種と運び方について早期に見通しを立てる必要。

○中型2機に加え、小型ヘリコプターをチャーターして観測を行う体制も将来的に想定できるのであれば、それらが格納できる船の設計にする必要。

○現「しらせ」では、船からの荷下ろしまでを海上自衛隊が担い、氷上輸送以降を観測隊が担ってきた。新体制では、船からの荷下ろし作業のうち、具体的にどこまで運航主体が担うのかは今後の検討事項。

○後継船において、現しらせの観測機能をベースとした場合に付加することが想定される基礎的な設備等としては、クレーン・ウインチ類、採水設備、分析ラボなどが考えられる。

○後継船の設計はデジタル化することで、設計変更に対応できたり、建造から運航、保守、廃船までデータがつながるのでトレーサビリティが向上し、効率的になることに加え、それらデータをさらに次代に活かせるのではないか。

【新たな輸送体制（ヘリコプター）】

- 多用機（CH-101）は輸送能力が高く、後継ヘリコプターでどこまで輸送能力や観測フライトを維持できるかが重要な論点。
- ワーストケースでは、空輸中心の体制になることで夏期の観測活動に影響が出る可能性があり、観測用ヘリコプターの追加的な活用なども含めた検討が必要。
- ヘリコプターを用いた観測も着実に行う必要があることから、輸送用と観測用で合わせて3機体制を目指して検討していくべき。また運用上、輸送用と観測用は同一業者のほうが安全性を担保できるのではないか。
- 氷上輸送できない場所で、すべてヘリコプターで輸送となった場合にはかなりの人員が必要。なるべく最悪の事態を想定して体制を組むべき。
- 中型機の場合、荷物を下ろせる場所はヘリポートに限らず、様々な状況が考えられるので、どのような役割・人員が必要になるかは今後検討が必要。
- ヘリコプターによる救難救助対応のプロシージャを考慮し、相互救助体制を着実に確立する観点から機種や機数を検討することが必要。
- ヘリコプター候補機の検討にあたっては、機体そのものだけでなく、艦載性、ホバリング性能、ブレード等取り外しの要否、横風に対する安定性、防氷・着氷など極寒地での運用の適性も重要。

【新体制における観測活動】

- 2レグ制は観測成果の向上や研究者の参画拡大に寄与した。新体制でも運航の柔軟性をどこまで確保できるかが重要。予算によるところが小さくないが、新しい体制においては、現行よりもさらに柔軟な形で行動計画を立てられるという期待はある。
- 中型ヘリコプターの場合、輸送量は減るが航続距離が長く、着陸できる場所が増えるなど、サイズが小さくなることで観測上できることが広がる可能性もある。
- ヘリコプターの機体へのセンサー取り付けなど観測側の要望も踏まえられるとよい。

【安全性の確保、責任分担】

- 昭和基地周辺海域は非常に厳しい海氷域であり、新体制では氷海航行の最終判断を船長が行うことになるが、極めて難しい判断が求められる。衛星データを活用するにしても、最終的には現場判断と熟練した経験が不可欠。船とヘリコプターの運用主体が異なる中での一体的な運用や安全な連携が重要。
- 万一、事故が起きた場合に、救助活動の体制を検討する必要。

- 船長と観測隊長の責任の区分を明確にし、判断の枠組みをマニュアルとして整理する必要。
- 現行において事前及び出発後に多岐にわたる内容の安全に関する教育訓練を実施している。新たな輸送体制においてもこれを着実に行うことが必要。
- 昨今の国際情勢の中で、船やヘリコプターの燃料調達を確実に行えるようにする必要。

【技術・知見の継承】

- 南極観測がこれまで安全に実施されてきたのは、海上自衛隊が培ってきた氷海航行や氷上輸送の技術・知見によるところが大きい。体制変更後、それらをどのように継承するかが重要。
- 継承の仕方は、具体的には文書・図書・資料・データなどもあれば、経験・知見を伝えるなど後継を担う者への教育もある。
- 氷海航行や輸送だけではなく設計や建造、ヘリコプターの運用、管制を含めた技術・知見の継承が必要。

【移行期における対応】

- 新体制への移行に際しては、運航予定者が現「しらせ」に乗船して実運用を学ぶなど、十分な慣熟期間を確保する必要。
- 後継船就役前にヘリコプターの切替えが必要となる可能性がある。現「しらせ」運用中から船とヘリコプターの運用主体が分かれる場合も想定されるので検討が必要。
- 移行期についてはかなり困難が見込まれるが、昭和基地への輸送が1年でも途切れたら非常に大きな問題なので、切れ目なく船舶での輸送が可能になるようにすることを大前提として計画を進めることが必要。
- CH-101 退役後にいきなりヘリコプターの体制を切り替えるのは危険であるため、CH-101 が1機搭載となる年に新たな輸送体制の試行をするべき。

(以上)

文 部 科 学 省
防 衛 省

南極地域観測事業に関する今後の輸送体制について(案)

1. 現状及び経緯 ※後継船に関するスケジュール【別紙1】

- 南極地域観測に対する協力のために海上自衛隊が保有する
①砕氷艦「しらせ」が 2034(R16)年に、②多用機ヘリ「CH-101」が
2033(R15)年頃に、それぞれ退役等により使用を終える予定。
- 後継船等の具体的な対応に着手する令和9年度概算要求までに、
今後の輸送体制を決めておく必要があることから、両省で検討。

2. 検討に際しての考慮事項

- 海上自衛隊のリソースについて、任務等の活動量が増加する一方、
少子化による募集対象者の人口減少等による、海上自衛官の定員割
れが続いており、更なる見直しが必要。
- 極域や氷海航行にかかる技術の進展も踏まえた、国以外の主体に
よる柔軟な運用の可能性。

3. 今後の輸送体制について【別紙2】

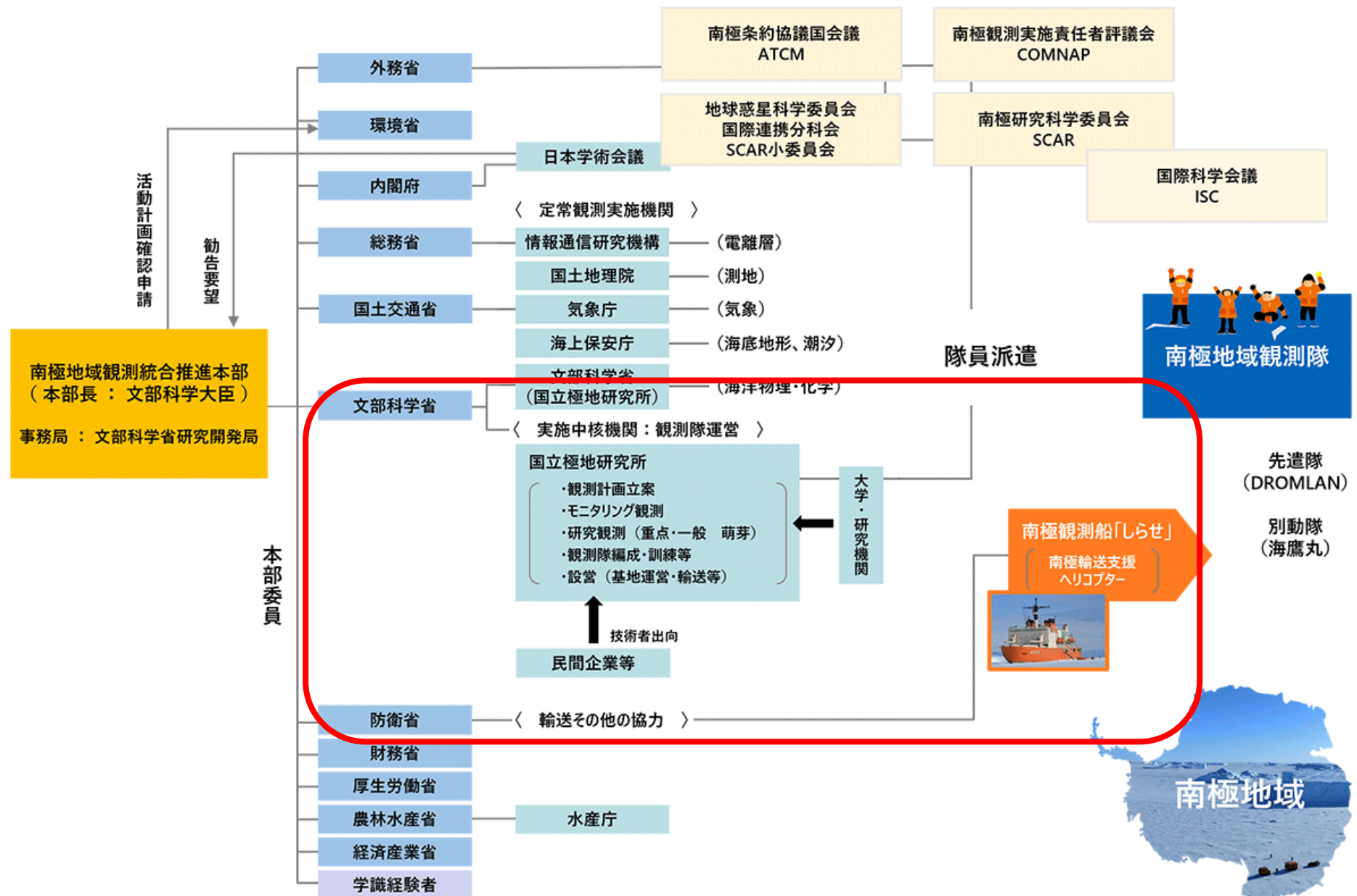
- 南極大陸の中で最もアクセスが困難な東南極にある昭和基地を拠
点として、今後も観測等の事業を継続する観点から、
 - ・ 「しらせ」後継船の所有及び運用主体は、海洋研究開発機構
(JAMSTEC)とし、ヘリの運用主体は国立極地研究所とする。
 - ・ 防衛省・自衛隊は、氷海航行や氷上輸送等に必要な海上自衛官
の派遣等により、引き続き協力を行う。(※実施中核機関(実務の全体統括)は引き続き国立極地研究所)
- これにより、安全も確保しつつ、運用面での柔軟性等を向上させ、よ
り一層、社会的要請に応える事業運営を目指す。

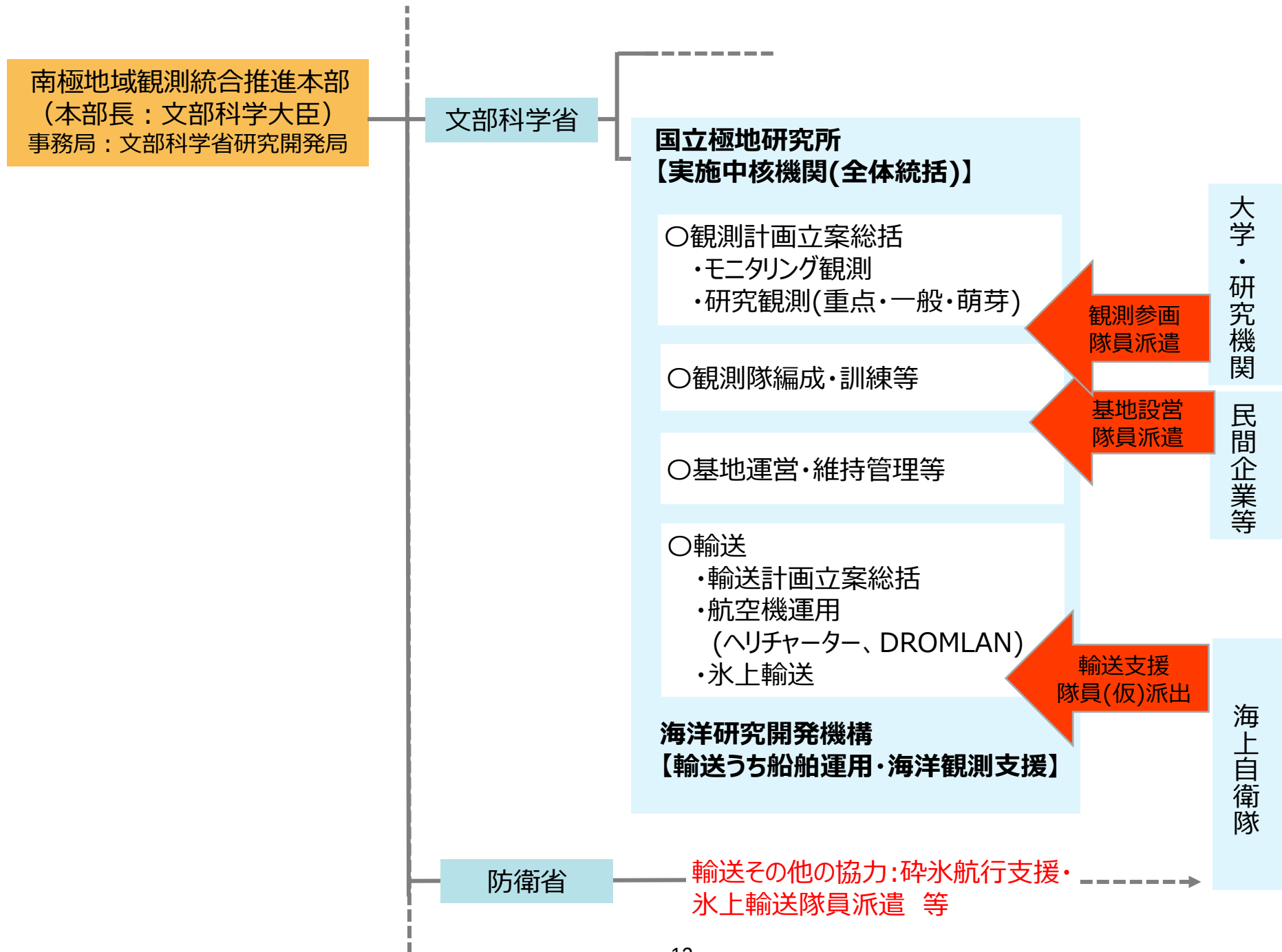
しらせ後継船運用開始までのスケジュール（案）



※ 具体のスケジュールについては今後政府内で調整

南極地域観測事業実施体制【**現行**】





南極地域観測統合推進本部 輸送計画委員会
次期輸送体制検討小委員会 委員名簿

〔学識経験者〕

青山 剛史	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 宇宙科学研究所宇宙飛翔工学研究系 特任教授
石川 尚人	国立大学法人富山大学 都市デザイン学部地球システム科学科 教授
◎ 宇都 正太郎	国立大学法人北海道大学 北極域研究センター 研究員
原田 尚美	国立大学法人東京大学 大気海洋研究所 教授
○ 早稲田 卓爾	国立大学法人東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授

〔関係省庁および機関〕

三宅 隆悟	文部科学省 研究開発局 海洋地球課長
光畑 和典	防衛省 人事教育局 人材育成課長
芦原 賢治	防衛省 海上自衛隊海上幕僚監部 運用支援課長
伊村 智	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立極地研究所 副所長・南極観測センター長
河野 健	国立研究開発法人海洋研究開発機構 理事

〔オブザーバー〕

総務省
国土交通省
気象庁
海上保安庁

◎：主査、○：主査代理